

「農地の出し手」の方々を募集しています

公益社団法人秋田県農業公社では、県から農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。10月の説明会でもお話ししましたが、この事業は、経営規模を縮小することなどを考えている農家（出し手農家）から秋田県農業公社が農地を借り入れ、公募により公表され、規模拡大

や農地の集約化を図る受け手農家に、まとまった農地を貸し付けるものです。町では、「出し手」の受付を随時行っています。申込用紙などは、役場農林振興課や農業委員会の窓口準備してありますので、農地を貸し付ける計画のある方は、ご相談ください。ご希望の方は、ご相談ください。



経営規模を拡大したい！  
新規に農業に取り組みたい！



借り手（担い手）

機構集積協力金の交付

農地中間管理機構に農地を貸した農家には「機構集積協力金」が交付されます。

※ただし、一定の交付要件を満たしていなければならないため、詳細については下記問合せ先へお電話ください。

個々の農家に対する支援

農地を機構に10年以上貸付け、機構から借り手に貸付けられた場合、協力金が交付されます。

経営転換協力金

【対象者】  
経営転換やリタイヤする農業者、農地の相続人

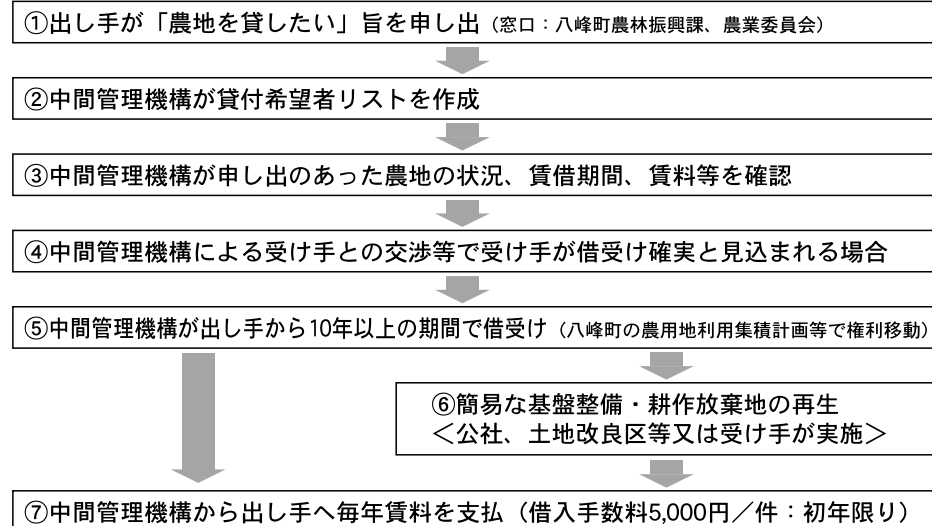
交付単価	貸付面積	単価
	0.5ha以下	30万円/戸
	0.5ha超2ha以下	50万円/戸
	2ha超	70万円/戸

耕作者集積協力金

【対象農地】  
①機構の借受農地に隣接、又は、公表された借受希望者の経営農地に隣接する農地  
②連続した面的要件を満たす2筆以上の農地

交付単価	H26～27	H28～29	H30
	2万円/10a	1万円/10a	5千円/10a

出し手が機構に農地を貸し付ける場合



受け手（借り手）農家の公募も行います

町では、第3回目の受け手（借り手）農家の公募を下記の期間で行いますので、経営規模を拡大したい方や新規に農業に取り組みたい方は、役場農林振興課や農業委員会の窓口で手続きして下さるようお願いいたします。

公募（受付）期間：平成26年12月19日～平成27年1月26日

◆申請・問合せ先 八峰町農林振興課 ☎76-4609 / 八峰町農業委員会 ☎76-4611

平成27年産の  
ゲタ・ナラシ対策  
に加入しましょう！！

27年産 から対象者要件が変わります！

「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」及び「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」の交付対象者は、27年産から認定農業者、集落営農、認定新規就農者であればよく、いずれも規模要件はありません。担い手の方が幅広く参加できるようになります。

まだ認定農業者等の担い手となっていない方は、27年産の加入申請期限（27年6月末）までに、認定農業者や認定新規就農者となつていただくか、集落営農を組織して参加していただくこと等が必要です。お早めに準備をお願いします！

認定農業者になるには？

自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市町村の認定を受けることが必要です。

認定に際しては、一律の規模要件や年齢制限は設けないこととします。もし認定する市町村で規模要件や年齢制限を設けている場合は、これを廃止するか、または弾力的な運用を行うようにする予定です。

認定新規就農者になるには？

経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村の認定を受けることが必要です。

既に知事から就農計画の認定を受けていた認定就農者は、改めて認定新規就農者の認定を受ける必要があります。その際、就農計画の記載内容を変更せずに認定を受けようとする場合には、認定手続きの簡素化がなされています。

集落営農の要件は？

27年産から、  
①組織の規約の作成と、  
②対象作物の共同販売経理の実施  
が要件となります。

この他、農業経営の法人化、地域における農地利用の集積は、市町村が確実と判断すれば、要件を満たしているものとします。

経営所得安定対策の内容や対象者要件について詳しく知りたい方は、東北農政局秋田地域センター又は八峰町農林振興課にお問い合わせください。

秋田地域センター ☎ 018-862-5720  
フリーダイヤル ☎ 0120-38-3786  
八峰町農林振興課 ☎ 76-4609